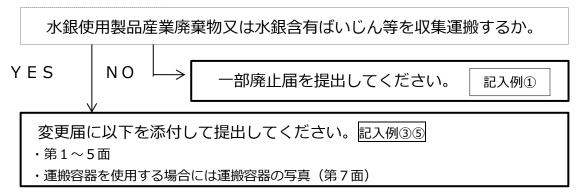
# 許可証の書換えに関する手続の流れについて

## 1 書換えに伴う手続について

許可区分(収集運搬業(積替え・保管を除く/含む)、中間処分業、最終処分業の区別をいいます。)ごとに、以下に従って届出書を提出してください。現在、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている場合は変更許可を不要とし、処理基準を満たす場合に変更届の提出により取り扱うことが可能です。

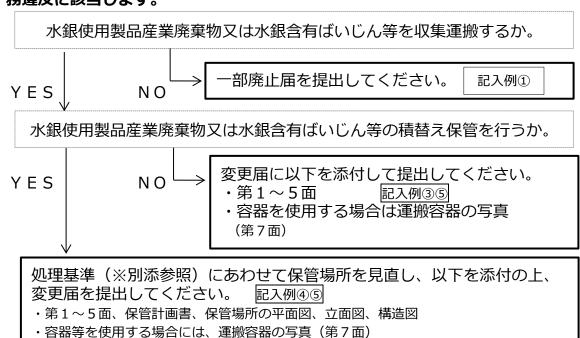
## (1) 収集運搬業(積替え・保管を除く)

- ・許可証の書換えは、更新許可、変更許可及び変更届出時に許可証の書換えを行います。許可証の書換えを早期に希望する場合は、以下のフローチャートに従って届出を提出してください。
- ・なお、水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合には、破損することのないような方法により、他の廃棄物と混合するおそれのないよう区分して収集運搬する必要があります (※別添1、2参照)。



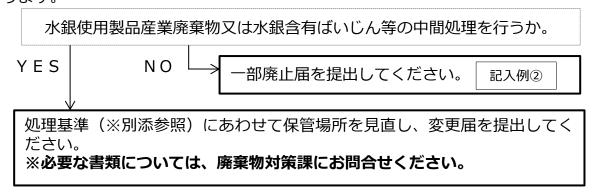
# (2) 収集運搬業(積替え・保管を含む)

- ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、平成 29 年 10 月1日より処理基準(※別添1、2参照)が適用されますので、処理基準を満たす必要があります。
- ・処理基準の適用により事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模の変更がある場合は、変更届を提出する必要があります。届出を行わなかった場合、届出義務違反に該当します。



#### (3) 中間処分業

- ・許可証の書換えは更新許可、変更許可及び変更届出時に許可証の書換えを行います。許可 証の書換えを早期に希望する場合は、以下のフローチャートに沿って必要な手続を行って ください。
- ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、平成 29 年 10 月 1日より処理基準(※別添1、2参照)が適用されますので、処理基準を満たす必要があ ります。



# (4) 最終処分業(安定型最終処分場)

平成 29 年 10 月 1 日から、安定型最終処分場に水銀使用製品産業廃棄物を埋め立てることは禁止されます。このため、安定型最終処分場については、許可証に「水銀使用製品産業廃棄物を除く。」旨を記載します。平成 29 年 10 月 31 日までに一部廃止届(他の施設で水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取扱う場合にあっては、変更届)提出してください。

10月31日(火)までに一部廃止届を提出してください。 記

記入例②

#### 2 様式について

http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/haikibutsu/1004217.htmlからダウンロードできます。

(トップページ →事業者向け情報 → 手続き・届出 → 廃棄物 → 産業廃棄物処理業の申請) 収集運搬の添付書類については、施行規則の改正により平成29年10月1日より新様式 となっています。

### 3 許可証への記載について

- ・水銀使用製品産業廃棄物については、特に品目の限定を行わず、事業範囲ごと、施設ご とに水銀使用製品産業廃棄物を含む又は除く旨の限定を表記することとします。
- ・水銀含有ばいじん等については「ダスト類、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい」 の6品目について水銀含有ばいじん等を含む又は除く旨の限定を表記することとしま す。